

時代の変化に対応した栄典授与に関する提言

平成 28 年 5 月 26 日

時代の変化に対応した栄典の授与
に関する有識者懇談会（内閣府）

<目次>

| | |
|----------------------|------|
| 1. 趣旨・検討事項 | 1 頁 |
| 2. 分野ごとの栄典授与状況の検討 | 3 頁 |
| (1) 地域の民間活動 | |
| (2) 外国人叙勲 | |
| (3) 産業分野 | |
| (4) 公益的な活動を行う民間団体 | |
| (5) 女性の活躍・人目に付きにくい分野 | |
| (6) 各府省から推薦されにくい功労 | |
| 3. 見直し方策 | 27 頁 |
| (1) 重視していくべき分野 | |
| (2) 栄典候補者選考・推薦の見直し | |
| (3) 栄典授与の中期重点方針の策定 | |
| 参考資料 | 32 頁 |

1. 趣旨・検討事項

【趣旨】

我が国の栄典は、長い歴史と伝統を有し、その授与は憲法において天皇の国事行為に位置付けられている。栄典の授与は、このような重みも踏まえながら、公的部門・民間部門を問わず、様々な分野から国家・公共に対して功労のあった者を幅広く選考していくことを基本とすべきである。

その一方で、栄典授与は、公正性を重視する観点から先例を参考に運用されがちであるが、功労の内容は社会経済の変化に応じて変化していくため、適時適切に見直しを行っていくことが重要である。

このため、平成 15 年の栄典制度改革から 10 年以上が経過したことに鑑み、平成 28 年 1 月 7 日、社会経済の変化に対応した様々な分野への栄典の適切な授与等について各分野の有識者の意見を聴取し、今後の栄典授与方針の検討に資するため、菅内閣官房長官の下で「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催することとなった。

【検討事項】

平成 15 年の栄典制度改革においては、勲一等、勲二等などの数字による名称を改める等の制度改革とともに、その授与についても、受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとする、一般国民からの推薦を受け付ける仕組みを創設する等の見直しを行っている。

当懇談会においては、この平成 15 年の見直しを踏まえた栄典授与の状況を点検したところ、全体的には「官」が減り「民」が増えているが、民間部門の中には、栄典授与が十分でない分野があるのではないかとの問題意識の下、主に以下のような事項について検討を行うこととした。

- ① 社会経済の変化等を踏まえて、栄典授与において今後重視していく必要があるのはどのような分野か。
- ② 民間分野を中心に栄典候補者の選考・推薦方法について改善すべき点はないか。

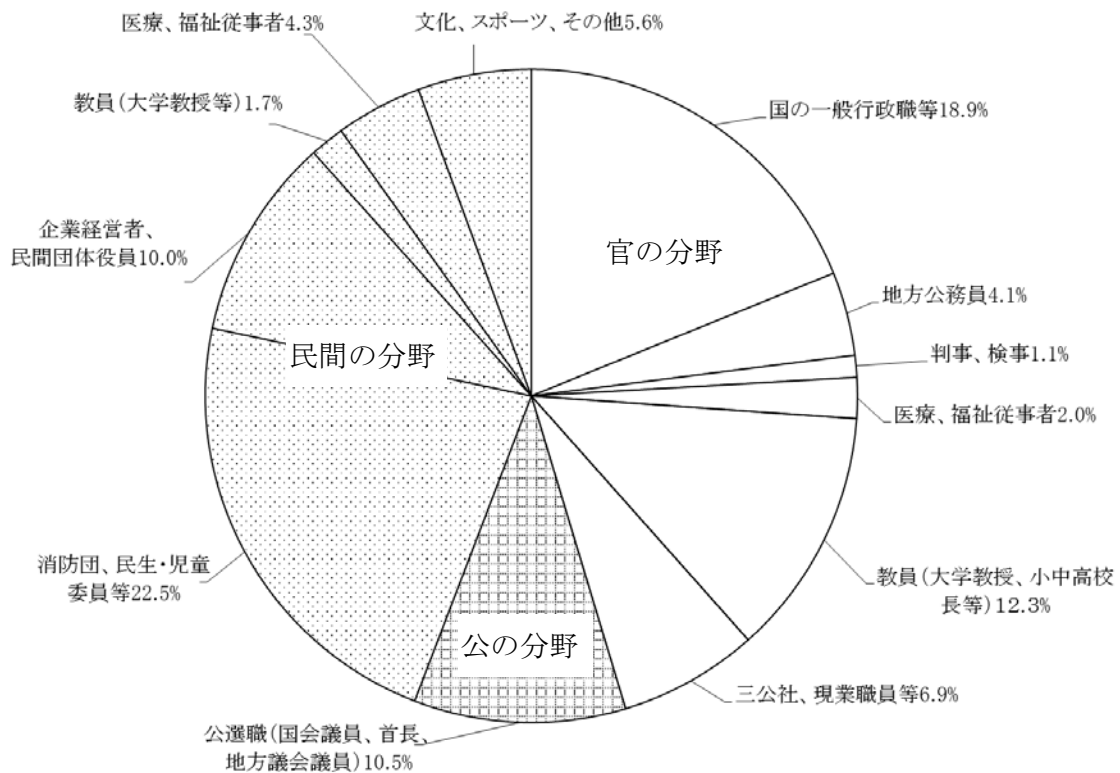
この方針の下に、4 回にわたり会合を開催し、内閣府賞勲局及び関係各府省等からヒアリングを行って検討を行い、それを踏まえて、見直し

方策を提言として取りまとめた。

***春秋叙勲における受章者数の分野別構成の変化：**

| | | 平成15年秋 | 平成27年秋 | 増減 |
|----|---------------------|--------|--------|------|
| 公 | 公選職(国会議員、首長、地方議会議員) | 409 | 416 | 7 |
| 民 | 消防団、民生・児童委員等 | 745 | 892 | 147 |
| | 企業経営者、民間団体役員 | 491 | 398 | ▲93 |
| | 教員(大学教授等) | 49 | 68 | 19 |
| | 医療、福祉従事者 | 173 | 170 | ▲3 |
| | 文化、スポーツ、その他 | 191 | 223 | 32 |
| | 小計 | 1,649 | 1,751 | 102 |
| 官 | 国の一般行政職等 | 790 | 748 | ▲42 |
| | 地方公務員 | 198 | 164 | ▲34 |
| | 判事、検事 | 74 | 43 | ▲31 |
| | 医療、福祉従事者 | 103 | 80 | ▲23 |
| | 教員(大学教授、小中学校長等) | 526 | 488 | ▲38 |
| | 三公社、現業職員等 | 319 | 274 | ▲45 |
| | 小計 | 2,010 | 1,797 | ▲213 |
| 合計 | | 4,068 | 3,964 | ▲104 |

***平成27年秋の叙勲 分野別構成比：**



2. 分野ごとの栄典授与状況の検討

(1) 地域の民間活動

ア. 自治会等の「地域の民間活動」への栄典授与の状況

春秋叙勲の多くは地域における功労を評価した授与であるが、その内訳は、「公選職（首長、地方議員）」（408人）、「地方公務員」（164人）、「国や自治体から公益的な事務を委嘱された者（消防団、保護司など）」（892人）、「教育関係者（小中高校長など）」（393人）、「業種別・職種別の団体役員」（242人）などが多い。

その一方、公的な立場や業種別・職種別の団体役員の立場を持たない「自治会」（20人）、「商工会議所・商工会」（28人）、「公益法人等」（17人）等の地域の民間活動の功労を評価した授与は少ない。

*地域における功労への叙勲の状況（平成27年秋）

| 分野 | | 件数 | 主な内訳 |
|-----|----------------------|--------------|---------------------------------------|
| 公 | 公選職 | 408 | 首長 (52)、地方議会議員 (356) |
| 民 | 国や自治体から公共的な事務を委嘱された者 | 892 | 消防団 (550)、保護司 (112)、統計調査員 (87) 等 |
| | 企業経営者、団体役員 | | |
| | 中堅・中小企業 | 22 | |
| | 商工会議所・商工会 | 28 | 商工会議所 (14)、商工会 (14) |
| | 公益法人等 | 17 | 公益法人 (17)、NPO (0) |
| | その他の業種別・職種別の団体役員 | 242 | 医師会、農林水産業、鉄道業、建設業等 |
| | 文化、スポーツ、その他 | | |
| | 自治会 | 20 | |
| その他 | 169 | 文化、スポーツ、鉄道員等 | |
| 官 | 地方公務員 | 164 | |
| | 郵便局長 | 80 | |
| 官・民 | 医療・福祉従事者 | 250 | 病院長 (25)、施設長 (23)、看護師 (54)、保育士 (27) 等 |
| | 教育関係者 | 393 | 小学校長 (114)、中学校長 (101)、高等学校長 (110) 等 |
| 計 | | 2,710 | |

このうち、自治会（地縁による団体）への栄典授与の状況をみると、授与数は年々増加しているものの、平成27年秋の叙勲における授与数

は20名（年間40名）と都道府県数（47）よりも少ない水準にとどまっている。

***自治会功労者への総務大臣表彰・栄典授与の推移**

| | 総務大臣表彰 | 栄典 |
|-------|--------|----|
| 平成13年 | 32 | |
| 平成14年 | 32 | |
| 平成15年 | 29 | |
| 平成16年 | 33 | |
| 平成17年 | 32 | 6 |
| 平成18年 | 36 | 8 |
| 平成19年 | 37 | 10 |
| 平成20年 | 34 | 8 |
| 平成21年 | 38 | 10 |
| 平成22年 | 41 | 10 |
| 平成23年 | 48 | 10 |
| 平成24年 | 54 | 10 |
| 平成25年 | 94 | 23 |
| 平成26年 | 78 | 36 |
| 平成27年 | 72 | 40 |

(注) 平成13年から「地縁による団体功労者総務大臣表彰」を実施。
 栄典は、平成17年春～25年春は藍綬褒章、平成25年秋～は叙勲（旭日章）。

栄典授与において、公的な立場や業種別・職種別の団体役員の立場で地域を支えた者の功労を評価することは重要である。しかし、公的な立場を持たない自治会も、少子高齢化の進行や東日本大震災等を契機として地域のコミュニティ機能の担い手としての役割・重要性が高まっているため、授与数を増やしていくことを検討すべきである。

地域コミュニティや地域の活力は、公的な立場を持たない様々な民間活動によっても支えられており、自治会のほかにも、商工会議所・商工会、公益法人など、地域の民間活動の功労を適切に評価し、栄典の授与を増やすことが必要と考えられる。

イ. 地域の民間活動の功績評価

全国に30万近い自治会があり、仙台市においては市政功労者の3分の1程度を自治会長が占めるなど地方自治体においては自治会長が多く表彰されている例もある。その一方で、総務大臣表彰や栄典において授与数が多くないことについて、懇談会では、その功績評価において長年にわたる在職期間が重視されていることが要因の一つではないかと

の指摘があった。

***自治会、町内会等：**

全国で 298,700 の自治会・町内会等が存在（平成 25 年 4 月 1 日現在の総務省調べ）

***仙台市の市政功労者（一般）の表彰者数の推移**

| | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 市政功労者（一般） | 31 人 | 25 人 | 30 人 | 31 人 | 30 人 |
| うち 町内会長 | 6 人 | 9 人 | 10 人 | 7 人 | 10 人 |

***地縁による団体功労者総務大臣表彰**

- (1) 候補者の推薦：都道府県・指定都市、全国自治会連合会
- (2) 選考基準：① 自治会の代表者として通算 15 年以上在職
② 都道府県・指定都市の連合会代表者として通算 7 年以上在職
③ ①・②と同等の顕著な功績があったと認められる者

***叙勲**

- (1) 候補者の推薦：総務省
- (2) 目安となる先例：自治会長として 20 年程度在職で、総務大臣表彰の受賞者

近年、地域においては長年にわたり自治会長を務める者は減る傾向にあり、むしろ、多様な人材が自治会長を始めとした地域の様々な役割を担うことによって、地域コミュニティを健全に機能させ地域の活力を向上させていく必要性も認識されるようになってきている。

このため、自治会長の功績評価について、在職期間の長さだけを重視するのではなく、地域における他の功績（地方議会議員、消防団、国勢調査員など）がある場合には、それらの功績と合わせて総合的に評価していくような見直しを行うことを検討する必要がある。

また、自治会のほか商工会議所や商工会でも、近年、役員の定年制や重任回数制限を設ける傾向にあるため団体役員歴が短くなる傾向があるほか、女性役員の任期が短くなる傾向がある。

国や地方公共団体から委嘱される各種委員、消防団など、公的な立場で長年にわたり従事した功労の場合には、委嘱を行った国や地方公共団体が在職年数の長さ等の指標をベースとして評価することが公平性の観点からも有効と考えられるが、商工会議所などの民間活動の場合には、短い期間であっても新しい活動を開始して地域を活性化させた等の様々な功績が考えられる。

これらの地域における様々な民間活動の評価においても、役員歴、長

歴等だけを重視するのではなく、地域貢献活動やまちづくりに献身的に取り組んだ功績等を総合的に評価していく必要がある。

ウ. 大臣表彰等と連携した栄典候補者の選考・推薦

公的な立場や業種別・職種別の団体役員歴を持たない地域における民間活動の功績を有する者については、地方自治体や団体から各府省へ栄典候補者が自動的に推薦されてこない。したがって、地域の民間活動に栄典授与を行っていくためには、各府省は、従来の栄典候補者の選考・推薦に関する発想を転換し、受け身ではなく積極的に候補者の選考・推薦を行う必要がある。

このような積極的な栄典候補者の選考・推薦を公平性・専門性を持って効率的・効果的に行う方策として、地域における活躍に対する既存の様々な大臣表彰等の仕組みとの連携を図ることが考えられる。

各府省の大臣表彰等には、例えば自治会長への総務大臣表彰のように、従来から栄典候補者の選考・推薦につながってきている表彰がある半面、その時々地域づくりや地方創生への顕著な功績への大臣表彰等であるものの多年にわたる功労を対象とするものではないとの理由で、これまでは栄典候補者の選考・推薦につながってきていない表彰が多数あると考えられる。

後者のような大臣表彰等の受賞者には、地域の中堅・中小企業、公益法人や特定非営利活動法人、商工会や商店街なども多く、その中から表彰後も継続的に地域で活躍しているような者をフォローして栄典授与の候補者として選考し、積極的に授与を行うような見直しを行うことが、地域の民間活動への積極的な栄典授与を進める上で有効と考えられる。

*地域の民間活動に対する大臣表彰等の例：

ふるさとづくり大賞
【総務省】

- ・全国各地でふるさとをより良くしようと頑張る個人・団体を表彰。大賞は内閣総理大臣賞
- ・都道府県からの推薦を受け「ふるさとづくり懇談会」の意見を踏まえて選定
- ・受賞例：株式会社鹿渡島定置（石川県）、特定非営利活動法人グリーンバレー（徳島県）等

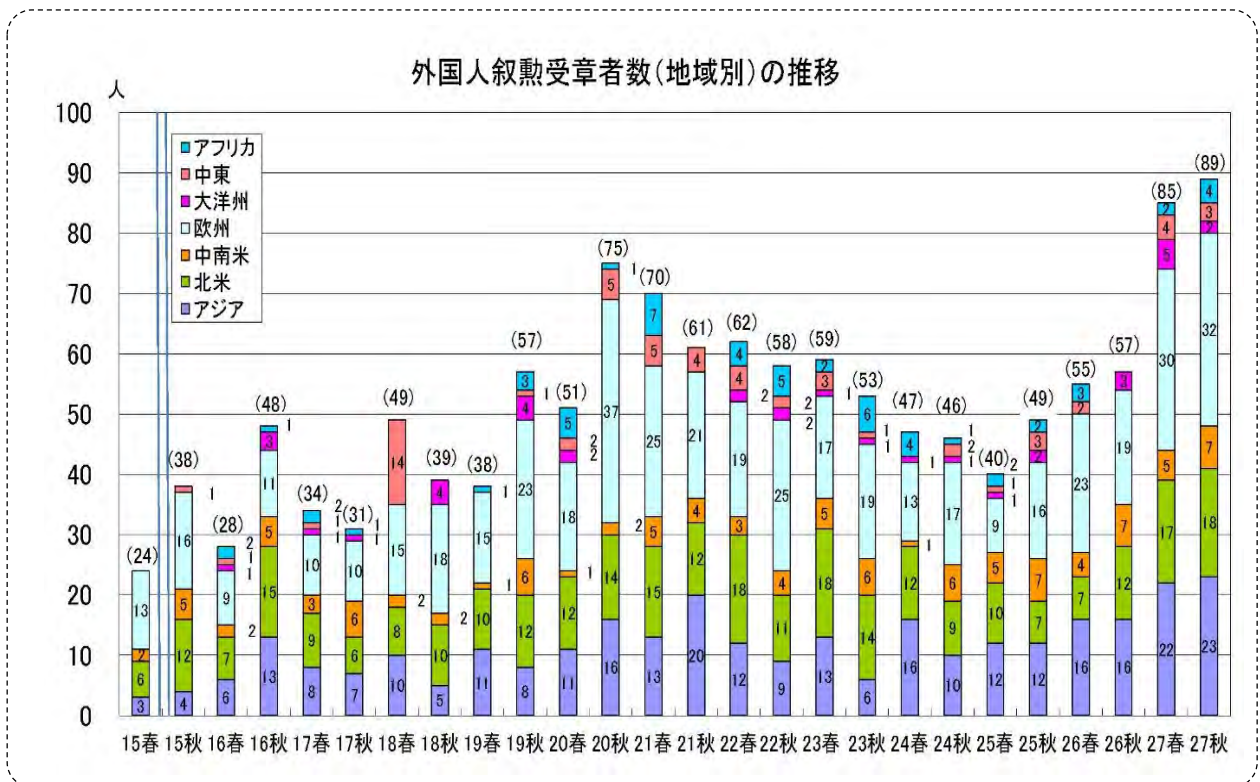
| | |
|---|--|
| <p>がんばる中小企業・ 小規模企業者300 社【中小企業庁】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化、国際競争力等様々な分野で活躍する中小企業等を表彰 ・日本商工会議所などの各種団体や大使館、地方経済産業局の推薦を受け有識者の意見を踏まえて選定 ・受賞例：株式会社サングリン太陽園(北海道)、ひるぜんワイン有限公司(岡山県)、モンブランピクチャーズ株式会社(福岡県)等 |
| <p>がんばる商店街30 選【中小企業庁】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済活性化、国際競争力等様々な分野で活躍する商店街を表彰 ・全国商店街振興組合連合会などの各種団体や大使館、地方経済産業局の推薦を受け有識者の意見を踏まえて選定 ・受賞例：大洗町商店街(茨城県)、上通商栄会(熊本県)等 |
| <p>地域づくり表彰 【国土交通省】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを通して地域の活性化に顕著な功績のあった団体を表彰 ・都道府県の推薦を受け、有識者の意見を踏まえて選定 ・受賞例：特定非営利活動法人 久留米ブランド研究会(福岡県)等 |

(2) 外国人叙勲

ア. 外国人への栄典授与の状況

外国人叙勲は、我が国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に寄与するなど顕著な功績を有する外国人に対する顕彰であり、親日家の育成・拡充、各国・各地における日本の発信力強化にも資する等、外交上の強力なツールである。

このような観点から、ここ数年、外国人叙勲の授与数を増やす取組が行われ、平成 27 年の春秋外国人叙勲の授与数は 174 人（春 85 人、秋 89 人）と、昭和 56 年に春秋外国人叙勲が開始されてから最も多い授与数となっている。



一方、主要国における外国人叙勲の授与状況を見ると、フランス（最近3か年平均1,847人）、イタリア（同358人）、ドイツ（同200人）などにおいては、我が国と比べて積極的に授与を行い、外国人の中にもその国を愛する人々を育て、経済や文化の発信等を後押ししていると考えられる。

我が国においても、これら諸国も参考としつつ現在の授与数（最近3

か年平均 149 人) を倍増させるなどの目標を掲げ、これに向けてさらに段階的に授与数を増やしていくことを検討すべきである。

***主要国の外国人叙勲：**

| 国 | 勲章の種類 | 外国人の 受章者数 (直近3年平均) | 日本人の 受章者数 (直近3年合計) | (参考)内国人の 受章者数 (直近3年平均) |
|------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 日本 | 旭日章、瑞宝章 | 149 件 | | 8,158 件 |
| フランス | レジオン・ド・ヌール勲章、 国家功労章 | 1,847 件 | 64 件 | 7,697 件 |
| イタリア | 共和国功績勲章、 イタリアの星勲章 | 358 件 | 9 件 | 4,336 件 |
| ドイツ | 大十字章、大功績十字章、 功績十字章 等 | 200 件 | 7 件 | 1,504 件 |
| イギリス | 最優秀英帝国勲章 | 53 件 | 9 件 | 1,730 件 |
| アメリカ | 大統領自由記章 | 1 件 | 0 件 | 14 件 |
| カナダ | コンパニオン章、オフィサ 章、メンバー章 | 1 件 | 0 件 | 170 件 |

(注1) 外国人にも授与される主な勲章のみを記載しており、軍人、公務員等への勲章など外国人が対象とならない勲章等は掲載していない。

(注2) 日本のデータは 2013～2015 年、他の各国のデータは 2012～2014 年のデータ。

イ. 外国人叙勲の授与対象年齢

日本人への叙勲が原則として 70 歳以上の者を対象とするのに対し、外国人叙勲は、①在外の者はおおむね 50 歳以上、②在日の者はおおむね 65 歳以上の者を対象としている。

在外の外国人については、年齢にこだわらず 50 歳台など早期での叙勲を増やすことで、叙勲後に親日家としてさらに活躍いただけるようにしていく視点も重要である。

日本に在留する外国人については、現在、授与対象年齢は「65 歳以上」とされているが、いずれ帰国することも考えられることから、在外の外国人の叙勲対象年齢(50 歳)とのバランスを考慮して「50 歳以上」に見直すことを検討すべきである。

ウ. 外国人候補者の選考・推薦

【外務省における候補者の選考・推薦】

外国人叙勲の授与状況を国・地域別に見ると、欧米やアジア諸国が多く、アフリカや中東へ授与が少なくなっている。我が国との関係の深さの違い等もあるため、理由なく地域バランスをとる必要はないが、従来あまり叙勲を行っていない国・地域においても日本の発信力を高める等の観点から、積極的な候補者の選考・推薦を検討すべきである。

*平成27年の地域別の受章者数：

| アジア | 北米 | 中南米 | 欧州 | アフリカ | 中東 | 大洋州 |
|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 45人 | 35人 | 12人 | 62人 | 6人 | 7人 | 7人 |

また、我が国の外国人叙勲は、日本人への叙勲と比べて高位の勲章の授与が多く、閣僚など地位が高い者への授与が中心となっている。幅広い層の親日家の育成という観点からは、高位の勲章に限らず様々な勲章を活用して幅広い功労者に授与することも検討すべきである。

外務省においては、近年、外務大臣表彰・在外公館表彰の受賞者数を増加させ、栄典授与との連携を図る運用を行っているが、今後さらに、各在外公館において、例えば数年先までの候補者リストを作成して引き継いでいくなど、毎年継続的に候補者推薦を行えるよう中長期的な運用の工夫を行うことも考えられる。

なお、叙勲後においても、各在外公館において引き続き受章者との関係を維持・強化することにより、我が国との繋がりをさらに強固なものにしていく工夫を行うことも重要である。

【各府省における外国人候補者の選考・推薦】

外国人への栄典授与を増やし、候補者発掘の裾野を広げる観点からは、外務省のみならず各府省の積極的な選考・推薦も必要である。

各府省は、毎回の春秋叙勲の候補者推薦の際、所管行政分野における外国人候補者についても外務省に推薦できることとなっているが、各府省からの推薦の実績は少ない状況にある。

***外国人叙勲の選考（平成15年内閣総理大臣決定「春秋外国人叙勲推薦要綱」（抜粋））：**

- 2 外務大臣は、・・・外国人・・・のうちから、我が国の政治・外交、産業経済、学術文化等の発展に功労のある者其他国家又は公共に対する功労のある者を選考し、・・・内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 3 ・・・各省大臣・・・は、・・・外国人のうちに、候補者としてふさわしいものがある場合は、・・・外務大臣に関係書類を添えて意見を述べることができる。

***各府省から外務省への推薦に基づく叙勲実績（平成23～27年の5年間）：**

19人（うち、文部科学省6人、厚生労働省3人、経済産業省2人、最高裁判所2人、警察・総務・法務・農水・国交・防衛 各1人）

特に、2世・3世など「海外の日系外国人」、研究、教育、スポーツなどの分野において「日本で活躍した外国人」、対日直接投資などによって「日本に進出した外国企業」等は、我が国との関係が深い一方で栄典授与数は多くないが、その要因は、これらの外国人候補者は在外公館だけでは必ずしも把握が容易でないことにあると考えられる。

このため、外務省のみならず各府省による選考・推薦を重視する外国人の分野を政府方針として明確化するなどにより、各府省でその所管行政に応じて外国人を積極的に選考・推薦していく必要がある。

***最近5年間の海外の日系外国人・日本に在留する外国人の受章者数：**

| | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 海外の日系外国人 | 14人 | 10人 | 10人 | 11人 | 16人 |
| 日本の在留外国人 | 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | 0人 |

***各府省から外務省への推薦に基づく日本の在留外国人への叙勲実績(平成23～27年の5年間)：**

9人（うち、文部科学省4人、厚生労働省2人、法務省1人、防衛省1人）

(3) 産業分野

ア. 企業経営者への栄典授与の状況

2頁の表で示したとおり、平成15年の栄典制度改革以降、民間分野の叙勲は全体としては少しずつ増加しているが、その多くは、「消防団、民生・児童委員等」であり、長引く景気低迷などの影響により、「企業経営者・団体役員」への授与はむしろ減少している（平成15年秋491人（12.1%）→平成27年秋398人（10.0%））。

さらに、企業経営者・団体役員への叙勲の内訳を見ると、業種別・職種別などの「団体役員」への叙勲が多い一方で（平成27年秋355人）、個別の「企業経営者」への叙勲は少ない（同43人）。

*企業経営者・民間団体役員への叙勲の内訳（平成27年秋）：

| | 企業経営者 | 団体役員 | 計 | 代表的な産業分野 |
|---------|-------|------|------|-----------|
| 警察庁 | 0人 | 1人 | 1人 | 警備業 |
| 金融庁 | 13人 | 1人 | 14人 | 銀行、証券 |
| 総務省 | 5人 | 5人 | 10人 | 電気通信、放送 |
| 法務省・裁判所 | 0人 | 22人 | 22人 | 弁護士、司法書士 |
| 財務省 | 1人 | 17人 | 18人 | 納税団体、酒造 |
| 文部科学省 | 3人 | 26人 | 29人 | スポーツ、発明 |
| 厚生労働省 | 0人 | 139人 | 139人 | 医師会、薬剤師会 |
| 農林水産省 | 3人 | 42人 | 45人 | 農協、食品産業 |
| 経済産業省 | 12人 | 53人 | 65人 | 製造業、商工会議所 |
| 国土交通省 | 6人 | 46人 | 52人 | 鉄道、建設業 |
| 環境省 | 0人 | 3人 | 3人 | 廃棄物処理 |
| 計 | 43人 | 355人 | 398人 | |

イ. 企業経営者の功績評価と選考・推薦

【企業経営者の功績評価】

個別の企業経営者への栄典授与の数が少ないことについて、懇談会では、企業経営者の功績評価では、「当該企業における業績伸長、経営効率化及び技術開発に果たした役割」のほか、「業界団体役員等として産業振興等に果たした役割」等を総合的に勘案することとされており、企業経営者に業界団体の長等の経歴がない場合には、業績を伸長させても、

それ単独では評価されない傾向があることが要因の一つではないかとの指摘があった。

今後の功績評価においては、業種別・職種別の「団体役員歴」等のみならず、業績伸長、経営効率化、技術開発、雇用拡大、設備投資などを通じて日本経済の成長等に貢献した「企業経営者」としての功績をより積極的に評価していくべきと考えられる。

***企業の経営者への叙勲の評価基準（平成15年閣議決定「勲章の授与基準」（抜粋））：**

第二1（5）ア 企業の経営者として経済社会の発展に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

- (ア) その者の当該企業における経営責任の大きさ
- (イ) その者の当該企業における業績伸長、経営効率化及び技術開発に果たした役割
- (ウ) その者の業界団体役員等として産業振興等に果たした役割
- (エ) 当該企業の経済界、産業界及び地域社会における貢献
- (オ) 当該企業の環境保全、文化芸術、社会福祉、国際交流等における貢献

【新たな産業分野等の企業経営者】

企業経営者としての功績を積極的に評価していく場合、経済成長におけるイノベーションの重要性を踏まえ、「新たな産業分野」（IT等）、「知的財産」（特許等）などを重視していくことが考えられる。

これらの分野への栄典については、これまでも、業界団体等への照会をもとに経済産業省等から推薦がなされてきており、近年においてはソフトウェアや電子コンテンツ分野等の候補者への授与の例がある。

***新たな産業分野等への叙勲・褒章の例（経済産業省関係）：**

| | | 受章者 | 分野 |
|------|--------|--------------------------------|-------------|
| 叙勲 | 平成23年秋 | コナミ（株）代表取締役会長兼社長（70歳） | ゲームソフト |
| | 平成25年春 | （株）第一興商 元代表取締役社長（75歳） | カラオケ |
| | 平成26年春 | T I S（株）元代表取締役社長（70歳） | カード基幹システム |
| 藍綬褒章 | 平成21年秋 | （株）スクウェア・エニックス 元代表取締役会長（62歳） | ゲームソフト |
| | 平成25年秋 | クリプトン・フューチャー・メディア（株）代表取締役（48歳） | 歌唱音声合成ソフト |
| | 平成27年秋 | （一社）コンピュータ・ソフトウェア協会 元副会長（66歳） | パッケージソフトウェア |

（注）年齢、経歴等は受章時のもの

業種別・職種別の「団体役員」への栄典授与であれば候補者は団体から推薦されてくるため選考・推薦は比較的容易であるが、このような新

たな産業分野等における特色ある「企業経営者」への栄典授与を進めていくためには、関係府省のより積極的な選考・推薦が必要である。

【地域の中堅・中小企業経営者】

地域経済の活性化の観点からは、各地で地域経済を担っている中堅・中小企業の企業経営者等を重視していくことも重要と考えられる。

平成27年秋の叙勲において、中堅・中小企業経営者への叙勲は22人にとどまっている。この要因について懇談会では、シェア等に関する統計データが無い、経営基盤が脆弱であり赤字計上年度が存在する、叙勲推薦に係る書類作成の事務負担が重いなどが考えられるとの指摘があった。

今後は、統計データ等に代わるものとして、「元気なモノ作り中小企業300社」などの大臣表彰等における評価や、経済誌、業界紙等による評価等既存の各種資料を選考・推薦に積極的に活用していくことで、中堅・中小企業の書類作成負担を軽減していくことが考えられる。

また、地域の中堅・中小企業に対しては、経済産業省のみならず各府省において、地域経済の活性化、ふるさとづくり、観光振興、障害者・保護観察対象者・予備自衛官の採用等の多様な観点から様々な大臣表彰等を行っており、これらも活用して各府省が積極的に選考・推薦を行っていくべきである。

*中堅・中小企業経営者の推薦省庁別内訳（平成27年秋の叙勲）；

| | 企業経営者 | うち中堅・中小企業 | 備考 |
|-------|-------|-----------|-----------|
| 金融庁 | 13人 | 13人 | 地銀、信金、信組 |
| 総務省 | 5人 | 3人 | 放送 |
| 財務省 | 1人 | 0人 | |
| 文部科学省 | 3人 | 2人 | 発明考案(特許等) |
| 農林水産省 | 3人 | 1人 | 食品産業 |
| 経済産業省 | 12人 | 3人 | 創業、技術力等 |
| 国土交通省 | 6人 | 0人 | |
| 計 | 43人 | 22人 | |

(4) 公益的な活動を行う民間団体

ア. 公益法人等への栄典授与

【公益法人等への栄典授与】

平成 27 年秋の叙勲における各種団体への叙勲の状況を法人の種類別に見ると、商工会議所などの「その他の個別法に基づく法人」への授与が最も多くなっている（134 件）。

「公益社団・財団法人」への叙勲（22 件）は、平成 20 年に新たな公益法人制度が始まったものの、「一般社団・財団法人」（67 件）や「任意団体」（43 件）よりも少なくなっている。また、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」への叙勲は行われていない（0 件）。

*各種団体の役員への叙勲の内訳（法人の種類別）（平成 27 年秋）：

| 法人の種類 | 件数 |
|----------------|-------------|
| 公益社団・財団法人 | 22 (5.9%) |
| 一般社団・財団法人 | 67 (17.9%) |
| 旧民法に基づく社団・財団法人 | 99 (26.4%) |
| 社会福祉法人 | 3 (0.8%) |
| 学校法人 | 7 (1.9%) |
| 特定非営利活動法人 | 0 (0%) |
| その他の個別法に基づく法人 | 134 (35.7%) |
| 任意団体 | 43 (11.5%) |
| 計 | 375 |

注 1) 「社会福祉法人」や「学校法人」は、法人役員よりも、施設長や学校長への叙勲が多い。

2) 「その他の個別法に基づく法人」とは、商工会議所、農業協同組合、生活衛生同業組合、弁護士会などである。

*団体役員への叙勲の評価基準（平成 15 年閣議決定「勲章の授与基準」（抜粋））：

第二 1 (4) ア 職種別、業種別の団体その他の公益性を有する各種団体の役員（以下「団体役員」という。）を務め公益に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(ア) その者の当該団体における役割及び活動内容

(イ) 当該団体の活動の範囲、重要性及び与える影響の大きさ

公益法人や特定非営利活動法人は、活動目的を「公益」や「不特定多数の利益」とする法人であり、一般社団・財団法人や任意団体と比べたこのような活動目的の公益性は、公益法人制度改革の趣旨も踏まえて、栄典評価においても重視していくべきと考えられる。

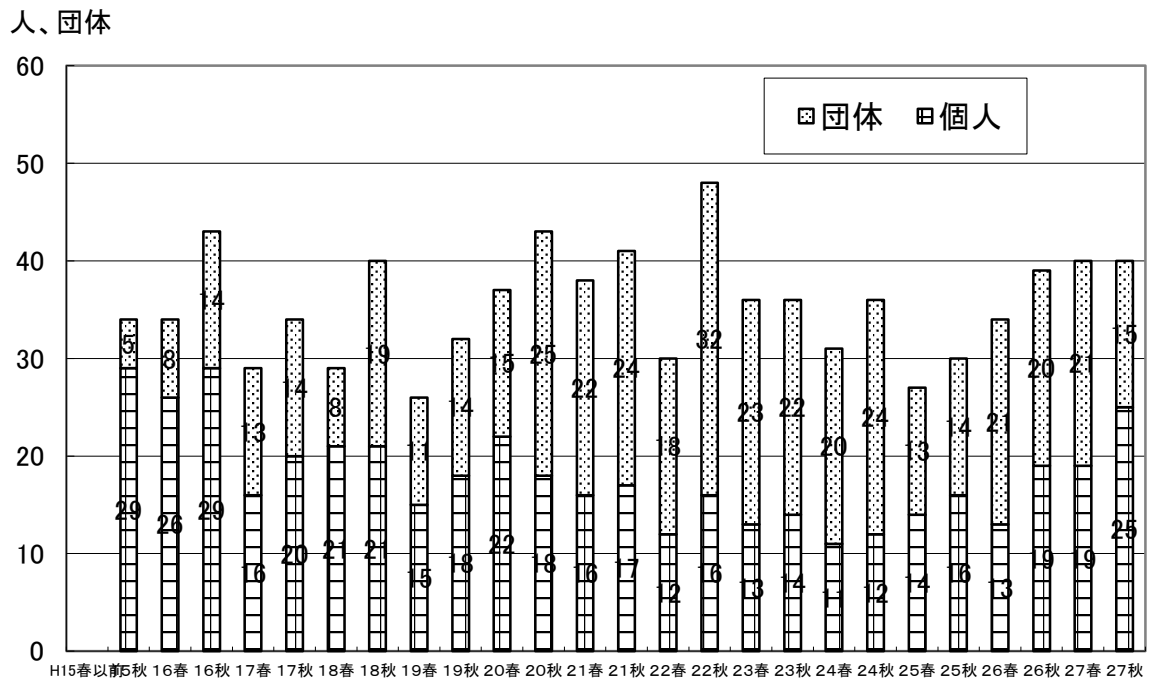
また、これらの団体には、地域社会の様々な分野で、従来の行政では手の届きにくい活動で地道に活躍しているものも多く、今後、そのような「地域で地道に頑張っている公益法人等」を栄典授与において重視していくことも重要と考えられる。

地域で活躍する公益法人や特定非営利活動法人の多くは地方自治体の認定・認証の下にある。これまでも各府省において、その政策分野との関係において、法人の活動状況を把握しているが、今後は、業界団体以外の法人や新たな分野で活動をする法人も増えてくることから、各府省においては、様々な大臣表彰等を活用して積極的に公益法人等を選考・推薦することが必要である。

【団体への褒章授与】

公益法人等の役員ではなく、団体活動そのものを評価した方がよい場合には、団体に褒章を授与することができる。様々な分野でボランティア活動を継続的に行っている公益法人、特定非営利活動法人、任意団体等については、積極的に緑綬褒章の候補者として選考・推薦していくことも検討すべきである。

*緑綬褒章の授与状況：



イ. 寄附活動に授与される紺綬褒章

【紺綬褒章の授与状況】

紺綬褒章は、公益のために私財を寄附した者に授与される褒章として大正7年に制定された。対象となる寄附額は、昭和56年からは個人500万円以上、法人1,000万円以上とされているが、紺綬褒章の授与件数は近年減少傾向にある。

***褒章条例（明治14年太政官布告第63号（抜粋））：**

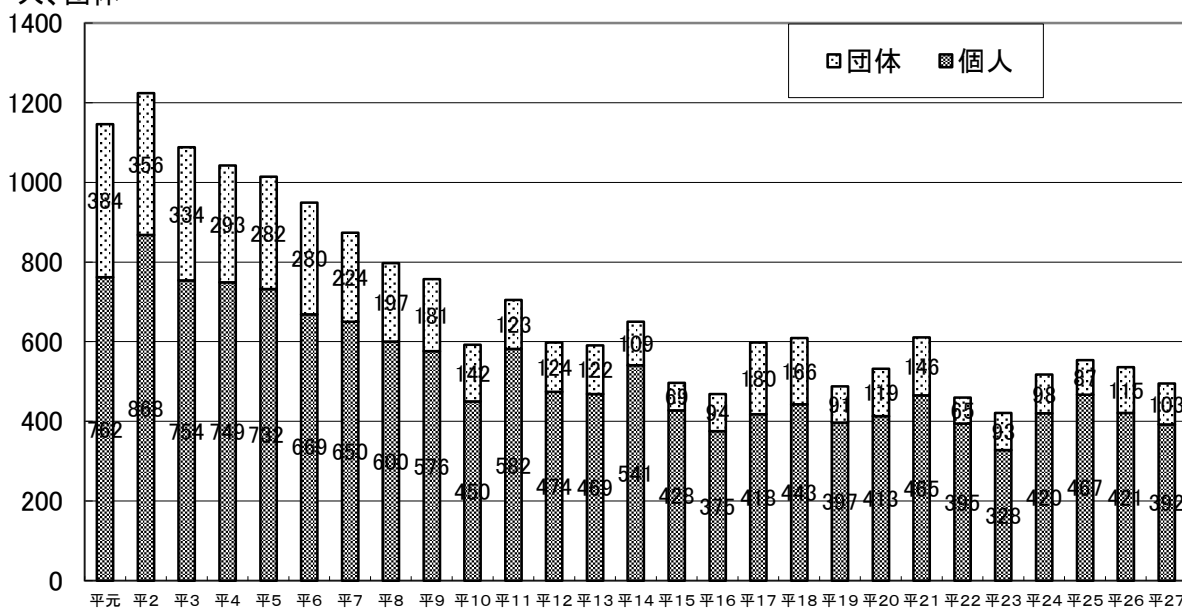
紺綬褒章 右公益ノ為私財ヲ寄附シ功績顕著ナル者ニ賜フモノトス

***紺綬褒章の授与基準（昭和55年閣議決定「紺綬褒章の授与基準について」（抜粋））：**

個人500万円、法人（褒状）1000万円（昭和56年～）
 （※昭和22年～：10万円、昭和39年～：100万円）

***紺綬褒章の授与状況：**

人、団体



【寄附先となる公益団体の範囲、分納による寄附の取扱い】

紺綬褒章の対象となる寄附先は、「国」・「地方公共団体」のほか、9府省の90の「公益団体」とされている。この「公益団体」の範囲は、団体からの認定申請に基づき内閣府賞勲局が個別に指定しているが、このうち、例えば、公益法人の指定は24団体と、全公益法人数（9,414法人）の0.3%にとどまっている。

***紺綬褒章の対象となる寄附の客体（平成28年4月末現在）：**

- ① 国
- ② 地方公共団体
- ③ 公益団体（9府省庁の90団体を指定）
（国立大学法人42団体、公益財団・社団法人24団体、独立行政法人9団体、社会福祉法人3団体など）

***公益財団・社団法人の数：**

9,414 法人（平成28年2月末）（公益財団・社団法人は、すべて税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度が認められている。）

我が国においても寄附文化の醸成に向けた機運が高まるとともに、地域で地道に頑張る公益法人や特定非営利活動法人などの民間公益団体による公益的活動の果たす役割の重要性が増し、それを支える寄附活動が不可欠であることを踏まえれば、紺綬褒章の対象となる寄附先の公益法人等の「公益団体」の指定を増やしていく必要がある。

紺綬褒章の仕組みが公益法人等に知られていないとも考えられるため、その周知を図り、地域で活動する法人を中心に現在未指定の公益法人等を積極的に「公益団体」として指定していくようにすべきである。

また、現在、紺綬褒章においては、あらかじめ「分納」の申し出があり、かつ、分納の期間が3年以内の場合に限り分納を認める取扱いとしている。昭和51年以前は期限の制限なく分納が認められていた経緯も踏まえれば、寄附を受けた団体が寄附を受けたことを確認できる場合には、期限の制限なく分納の対象とするよう見直しを行うことが考えられる。

【ふるさと納税との関係】

いわゆる「ふるさと納税」は、地方税法上は「地方自治体への寄附金」であるが、手厚い税制優遇措置に加え、寄附者に対して、寄附を受けた地方自治体から返礼品（特産品）が送付される場合がある。

このため、紺綬褒章の取扱いについては、返礼品（特産品）によって寄附者が受ける経済的利益の大きさ等の個別の実情に応じて、授与するかどうか検討を行うこととすべきではないかと考えられる。

(5) 女性の活躍・人目に付きにくい分野

ア. 女性の活躍

【女性への栄典授与の状況】

女性への叙勲は徐々に増加しつつあるが、9%程度にとどまっている。

*叙勲の受章者：平成15年秋306人(7.5%) → 平成27年秋362人(9.1%)

*褒章の受章者：平成15年秋154人(18.2%) → 平成27年秋171人(22.6%)

また、分野別にみると、国会議員、地方議員などの公選職が3.1%、民の分野が14.4%、官の分野が5.3%となっている。

*分野別の女性への授与件数(平成27年秋の叙勲)：

| | | 授与数 | うち女性 | 割合 |
|--------|-----------------|-------|------|-------|
| 公 民 | 公選職 | 416 | 13 | 3.1% |
| | 消防団、民生・児童委員等 | 892 | 134 | 15.0% |
| | 企業経営者、民間団体役員 | 398 | 13 | 3.3% |
| | 教員(大学教授等) | 68 | 7 | 10.3% |
| | 医療、福祉従事者 | 170 | 85 | 50.0% |
| | 文化、スポーツその他 | 223 | 14 | 6.3% |
| | 小計 | 1,751 | 253 | 14.4% |
| 官 | 国の一般行政職等 | 748 | 13 | 1.7% |
| | 地方公務員 | 164 | 5 | 3.0% |
| | 判事、検事 | 43 | 0 | 0.0% |
| | 医療、福祉従事者 | 80 | 49 | 61.3% |
| | 教員(大学教授、小中高校長等) | 488 | 21 | 4.3% |
| | 三公社、現業職員等 | 274 | 8 | 2.9% |
| | 小計 | 1,797 | 96 | 5.3% |
| 合計 | | 3,964 | 362 | 9.1% |

これら栄典授与における女性比率の現状は、叙勲対象年齢である70歳以上の方々が現役であった当時の、指導的地位に占める女性の割合の反映であるとも考えられる。社会の各分野における女性の参画拡大に伴って、今後、引き続き女性への叙勲の割合は高まっていくと考えられるが、社会の各分野で活躍する女性を、幅広く栄典候補者として適切に選考・推薦していくことが求められる。

【女性候補者の別枠推薦制】

建設現場で工事施工に従事する大工等を対象とする「建設マスター」、
「現代の名工」など、女性候補者が少ない分野における大臣表彰の中には、女性候補者の裾野を広げる観点から、女性候補者は別枠で推薦を認める仕組みを設けているものがある。

栄典授与においても、女性候補者の少ない分野等について女性候補者の別枠推薦制を設けることを検討すべきと考えられる。

*大臣表彰における女性推薦枠の例：

- ・「建設マスター」（優秀施工者国土交通大臣顕彰）
平成26年度から、女性候補者については、各推薦団体の推薦可能人数を超えて別枠（上限なし）で推薦できることとした。
- ・「現代の名工」（卓越した技能者厚生労働大臣表彰）
平成28年度から、都道府県や団体が女性候補者を推薦する場合には、推薦数を1名増やすこととした。

【女性の活躍等に関する大臣表彰との連携】

女性の活躍推進、男女共同参画などの功労については、各府省で様々な大臣表彰が実施されている。これらは女性のみを対象とする表彰ではないが、女性の活躍推進が我が国経済社会の重要課題であることを踏まえ、これら大臣表彰と連携し、各府省においてこの分野の候補者を積極的に選考・推薦していくべきである。

*女性の活躍、男女共同参画などに関する大臣表彰の例：

- ・「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」（内閣府）
- ・「女性のチャレンジ賞」（内閣府）
- ・「均等・両立推進企業表彰」（厚生労働省）
- ・「社会教育功労者表彰（女性教育）」（文部科学省）
- ・「農山漁村男女共同参画優良活動表彰」（農林水産省）など

このうち、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」と「男女共同参画形成推進功労に係る叙勲」の状況を見ると、平成24年以降は叙勲が行われていない。

その要因として、懇談会では、都道府県の団体役員としての在職期間の長さが栄典の功績評価において重視されているが、近年、女性団体等では長期にわたる団体役員としての在職を避ける傾向があることが考えられるとの指摘があった。今後の栄典評価においては、他の地域の民間活動と同様、在職期間のみならず、総理表彰の対象となった活動内容

そのものへの評価を重視していくなどの工夫を行う必要があると考えられる。

***男女共同参画功勞による総理表彰と叙勲の年別件数の推移：**

| | 総理表彰 (うち女性) | 叙勲 (うち女性) |
|-------|-------------|-----------|
| 平成9年 | 12 (11) | — |
| 平成10年 | 10 (10) | — |
| 平成11年 | 10 (10) | — |
| 平成12年 | 10 (10) | 5 (5) |
| 平成13年 | 9 (9) | 5 (5) |
| 平成14年 | 10 (9) | — |
| 平成15年 | 9 (8) | 3 (3) |
| 平成16年 | 9 (8) | 3 (3) |
| 平成17年 | 9 (8) | 1 (1) |
| 平成18年 | 10 (10) | 3 (3) |
| 平成19年 | 10 (10) | 2 (2) |
| 平成20年 | 12 (11) | 2 (2) |
| 平成21年 | 12 (11) | 2 (2) |
| 平成22年 | 10 (8) | 2 (2) |
| 平成23年 | 9 (8) | 1 (1) |
| 平成24年 | 12 (10) | — |
| 平成25年 | 11 (9) | — |
| 平成26年 | 12 (10) | — |
| 平成27年 | 11 (9) | — |

(注) 平成19年までは内閣官房長官表彰

イ. 人目に付きにくい分野

【人目に付きにくい分野への叙勲】

春秋叙勲においては、昭和41年から、社会の第一線で功績を挙げた著名な方々のみならず、人目に付きにくい分野で社会を支えて地道に功勞を重ねた方々へも叙勲を行っており、毎回の春秋叙勲の授与約4,000件のうち750件程度がこれらの分野への叙勲となっている。

***人目に付きにくい分野における叙勲 (平成15年閣議決定「勲章の授与基準」(抜粋))：**

第一3 瑞宝章は・・・次の各号に掲げる公共的な業務に長年にわたり従事して功勞を積み重ね、成績を挙げた者を表彰する場合に授与するものとする。

(7) 前各号に掲げるもののほか、人目に付きにくい分野における業務

【少子高齢社会を支える業務への栄典授与】

人目に付きにくい分野への叙勲の内訳を見ると、女性の割合が30.3%と就業者数に占める女性の割合(40%超)と比べても低いほか、保育士、介護職員、保健師などの業務への授与数が都道府県数(47)よりも少ない水準にある等、見直しを行うべき点があると考えられる。

保育士、介護職員、保健師などは、少子高齢化の進行に伴って産業構造や就業構造が変化しつつあり、社会的な重要性も高まっていることも踏まえ、授与数を増やしていくことを検討すべきである。

これらの業務は女性就業者の割合が高い業務でもあり、これらの業務への栄典授与数を増やすことによって女性への栄典授与数が増えることにもつながるものと考えられる。

***人目に付きにくい分野への叙勲件数(平成27年秋):**

| | | 男性 | | 女性 | | 計 |
|---------------|---------|-----|-------|-----|-------|-----|
| 人目に付きにくい分野 | | 533 | 69.7% | 232 | 30.3% | 765 |
| うち男性の受章者が多い分野 | 郵便集配員 | 97 | 100% | 0 | 0% | 97 |
| | 鉄道関連従事者 | 70 | 100% | 0 | 0% | 70 |
| | 建設優秀施工者 | 37 | 97.4% | 1 | 2.6% | 38 |
| うち女性受章者が多い分野 | 看護師 | 2 | 3.7% | 52 | 96.3% | 54 |
| | 保育士 | 0 | 0% | 27 | 100% | 27 |
| | 介護職員 | 1 | 6.7% | 14 | 93.3% | 15 |
| | 保健師 | 0 | 0% | 5 | 100% | 5 |

(6) 各府省から推薦されにくい功労

ア. 民間候補者の推薦が少ない府省

民間部門の栄典候補者の省庁別の推薦状況を見ると、消費者庁などの新たな省庁や内閣官房・内閣府などの各省横断的な政策の所管省庁からは推薦が少なくなっている。

* 民間分野の叙勲の推薦省庁別件数：

| | 平成 26 年 春 | 平成 26 年 秋 | 平成 27 年 春 | 平成 27 年 秋 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 内閣官房・内閣府 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 宮内庁 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公正取引委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警察庁 | 14 | 6 | 16 | 10 |
| 金融庁 | 13 | 16 | 21 | 14 |
| 消費者庁 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 復興庁 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 128 | 137 | 156 | 135 |
| 消防庁 | 583 | 569 | 585 | 553 |
| 法務省 | 136 | 128 | 129 | 124 |
| 外務省 | 10 | 9 | 10 | 18 |
| 財務省 | 18 | 11 | 14 | 18 |
| 文部科学省 | 164 | 167 | 168 | 177 |
| 厚生労働省 | 327 | 342 | 351 | 329 |
| 農林水産省 | 55 | 61 | 46 | 51 |
| 経済産業省 | 109 | 122 | 105 | 116 |
| 国土交通省 | 147 | 137 | 147 | 154 |
| 環境省 | 5 | 4 | 5 | 5 |
| 防衛省 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 最高裁判所 | 48 | 46 | 46 | 47 |
| 計 | 1,757 | 1,756 | 1,800 | 1,751 |

消費者庁が所管する消費生活相談員などの消費者支援の業務は、近年、地域社会における重要性が高まっている。また、内閣官房・内閣府は、省庁の縦割りの所管分野からは推薦されにくい、男女共同参画推進などの各省横断的な政策分野の功労を所管している。

これら民間候補者の推薦が少ない府省においても、毎回の春秋叙勲において、民間分野の候補者の推薦が少なくとも0人となることのないよう、候補者の積極的な選考・推薦に努めるべきである。

イ. 一般推薦

【一般推薦の仕組み】

一般推薦は、平成 15 年の栄典制度改革によって、省庁の側からはなかなか把握されない功労や各府省の所管分野の狭間で漏れるおそれのある功労を把握するために、一般国民から賞勲局に直接推薦する制度として設けられた。

内閣府賞勲局は、一般推薦を受け付けると、関係府省に事実関係の調査を依頼し、当該府省との協議・検討の結果、栄典候補者としてふさわしいとされた場合には、主たる功労に関係する府省と調整を行い、春秋叙勲への推薦を依頼することとなっている。

***一般推薦の推薦要綱（平成 15 年内閣総理大臣決定「春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦要綱」（抜粋））：**

1 趣旨

春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、一般からの推薦を受け付けるものとする。

2 推薦者

(1) 20歳以上の者。

(2) 推薦者は、自らと二親等内の親族関係にある者を…被推薦者…として推薦することはできない。

4 推薦方法

推薦書及びその推薦に賛同する者2名の賛同書の提出によるものとする。

5 賛同者

(1) 20歳以上の者。

(2) 賛同者は、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとする。

6 推薦先

内閣府賞勲局

7 推薦時期

一般からの推薦は、常時受け付けるものとする。

8 一般からの推薦後の手続

(1) 内閣府賞勲局は、被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについて、各府省の調査を踏まえ各府省と協議の上検討を行うものとする。

(2) 内閣府賞勲局は、前号の検討の結果候補者として適当であるとされた者の推薦について、当該者の主たる功労に関係する府省と調整を行うものとする。

(3) 関係府省は、前号の調整が終了した場合においては、その後の推薦手続を春秋叙勲候補者推薦要綱（平成 15 年 5 月 16 日内閣総理大臣決定…）にのっとり行うものとする。

【国民への周知の強化】

平成15年度から平成27年度末までの一般推薦の受付件数は1,172件であるが、一般推薦が可能であることが国民一般に十分に知られているとは言えない。政府広報を活用した広報について地方紙を活用する等により充実するとともに、各自治体広報誌や各府省の関係団体に対する周知依頼などにより、周知を強化していく必要がある。

*一般推薦の受付・受章状況：

| | 受付件数 | 受章件数 | |
|--------|-------|------|----|
| | | 春 | 秋 |
| 平成15年度 | 95 | | 1 |
| 平成16年度 | 59 | 3 | 5 |
| 平成17年度 | 61 | 4 | 3 |
| 平成18年度 | 65 | 4 | 5 |
| 平成19年度 | 57 | 8 | 10 |
| 平成20年度 | 57 | 7 | 9 |
| 平成21年度 | 135 | 8 | 6 |
| 平成22年度 | 108 | 7 | 4 |
| 平成23年度 | 75 | 8 | 2 |
| 平成24年度 | 113 | 4 | 5 |
| 平成25年度 | 136 | 4 | 4 |
| 平成26年度 | 119 | 1 | 1 |
| 平成27年度 | 92 | 5 | 6 |
| 合計 | 1,172 | 124 | |

(注) 平成15年度の受付件数は、平成15年5月から平成16年3月の件数。

【地域における総合的な功労の評価】

平成15～27年度の一般推薦の受付件数1,172件のうち124件が栄典授与に結び付いているが、このうち約3割の39件は「各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったもの」である。

これは、内閣府賞勲局が一般推薦を踏まえて関係府省と協議した結果、「主たる功績を単独で見れば、栄典を授与すべき功績とは評価できない」とされたものの、他の功績も総合的に評価することとし、いずれかの関係府省に依頼して叙勲候補者として推薦され、栄典授与に至ったケースである。

このように、一般推薦された被推薦者が、例えば、地域において自治会長、消防団員、民生・児童委員など多くの分野で活躍しているものの、それぞれの分野を単独でみれば栄典を授与すべき功労とは評価されない場合には、現在の取扱いでは、功労に関係するいずれかの府省に総合的な評価を依頼し、関係府省でこのような評価を行うことが困難な場合には栄典授与につながらない結果となる。

このため、関係府省からの推薦が難しい場合でも、内閣府賞勲局が地域に最も身近な各地方自治体と協議・検討を行い、その結果も踏まえて「地域総合功労」（仮称）として栄典授与を行って行くような仕組みも検討すべきと考えられる。

このような地域における総合的な功労の評価は地方自治体においても容易でない場合が考えられ、また、一般推薦された被推薦者に限らずこのような地域における総合的な評価が必要であるとも考えられるが、まずは一般推薦について、このような評価を積極的に行っていくことが期待される。総合的に評価するに当たっては、例えば、地方の民間公益団体、有識者、メディア等の知見を借りることも考えられる。

***一般推薦から栄典授与に至った事例（平成15年秋～平成27年秋）**

| 功績の評価 | 功績内容 | 件数 |
|------------------------|--|--------------|
| 主たる功績の評価で栄典授与に至ったもの | 交通安全ボランティア、国勢調査員、自治会長、消防団員、在外学校日本語教師、学校医、専門学校長、書家、民間病院長、へき地診療医、へき地助産師、診療放射線技師、社会福祉施設長、食生活改善推進員、業務精励（卓越技能）、社会福祉法人理事長、土地改良区役員、農業委員会委員、獣医師業、商工会議所役員、商工会役員、企業経営者、環境美化ボランティア、補導受託者 等 | 85件 (69%) |
| 各功績を総合的に評価して栄典授与に至ったもの | <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全協会役員＋防犯協会役員＋国勢調査員 ・保護司＋篤志面接委員＋更生保護会役員 ・私立大学教授＋日本女医会役員＋男女共同参画推進連携会議役員等 ・社会福祉施設長＋教育委員会委員＋医師会役員 ・業界団体役員（厚労省）＋専門学校長 ・民生・児童委員＋社会福祉協議会役員＋保護司＋消防団 ・薬剤師会役員＋民生・児童委員＋保護司等 ・民生・児童委員＋農業委員会委員 ・NPO役員＋公安委員会委員＋調停委員等 ・民生・児童委員＋自治会長＋国勢調査員 ・漁業団体役員＋町議会議員 ・国鉄職員＋スポーツ団体役員 等 | 39件 (31%) |
| 計 | | 124件 |

3. 見直し方策

我が国の社会経済は、平成 15 年の栄典制度改革以降も、少子高齢化、地方からの人口流出、グローバル化、女性の活躍、公的部門・民間部門の役割分担の変化など、大きく変化を続けている。

当懇談会としては、以上に述べてきた分野ごとの検討結果を踏まえ、社会経済の変化に対応した栄典の授与に向けて、以下の見直し方策を提言する。

このような見直しを行っていくことによってこそ、これまで以上に栄典が国民から親しまれ、社会に根付いたものとなり、ひいては我が国や我が国社会を愛する人々を育み、次の世代の若者たちの国家・公共における活躍を励ますことにつながっていくと考える。

なお、今回の提言は、平成 15 年の栄典制度改革以降の栄典授与の状況を点検し、今後 5 年程度の間の実現すべき見直し方策を民間部門を中心に取りまとめたものであるが、今回の提言の実施状況の点検も含め、栄典授与の見直しの検討を今後とも 5 年程度ごとに行うことを検討すべきである。

(1) 重視していくべき分野

ア. 重視していくべき分野

栄典授与が十分でない、又は、今後重視していくべきと考えられるのは以下のような民間分野であり、これらの功績への栄典授与数を増やしていくべきである。

これらのうち、例えば、自治会長、保育士など各地域に候補者のいる分野については春秋叙勲で毎回、都道府県数を超える 50 名（年間 100 名）程度（平成 27 年秋 自治会長 20 名、保育士 27 名）、外国人については春秋外国人叙勲で毎回、在外日本大使館数（145）を超える 150 名（年間 300 名）程度（平成 27 年秋 89 名）とすることを目標として掲げつつ、段階的に授与数を増やしていくことが考えられる。

- ・ **地域の民間活動**
自治会、商工会議所・商工会等のコミュニティや地域づくりを支える様々な功績
- ・ **外国人**
日系外国人、日本で活躍した外国人、日本に進出した外国企業などを含む、様々な外国人の我が国への功績
- ・ **産業分野**
日本経済の成長に資する新たな産業分野の企業経営者、地域経済の活性化に貢献する中堅・中小企業経営者等の功績
- ・ **公益的な活動を行う民間団体**
地域における従来の行政では手の届きにくい様々な分野で地道に活動する公益法人等の功績、公益団体等への寄附活動の功績
- ・ **少子高齢社会を支える業務**
人目に付きにくい分野の保育士、介護職員、保健師等の功績
- ・ **各府省から推薦されにくい分野**
消費者庁など新たな省庁の所管分野の功績、男女共同参画推進など各省横断的な政策分野の功績、地域において総合的な功労を有する者等の一般推薦された功績

イ. 既存分野の見直し

このような分野で栄典授与数を増やす一方で、既存の栄典授与の対象となっている分野の見直しを行うことも必要である。

2頁の表のとおり、平成15年以降、法制度の見直しや社会経済情勢の変化等も踏まえた見直しの結果、「官」の分野への叙勲数は200件以上減少してきているが、引き続き、既存の選考・推薦の対象となっている官民の分野や功績の再評価を行い、授与数の見直しに努めるべきである。

また、褒章については、候補者の推薦数の減少を背景として、毎回の受章者数（最近5年平均734名）が予定数（800名）を下回っている現状にあるため、実態に即した授与数に見直すことが考えられる。

***褒章の授与数（平成15年閣議了解「褒章受章者の選考手続について」（抜粋））：**

褒章の受章者の予定者は、毎回おおむね800名とし、春にあつては4月29日に、秋にあつては11月3日に発令するものとする。

***最近5年間の褒章授与状況：**

| | 春の褒章 | 秋の褒章 | 計 |
|-------|------|--------|--------|
| 平成23年 | 728名 | 720名 | 1,448名 |
| 平成24年 | 694名 | 736名 | 1,430名 |
| 平成25年 | 736名 | 795名 | 1,531名 |
| 平成26年 | 707名 | 755名 | 1,462名 |
| 平成27年 | 701名 | 770名 | 1,471名 |
| 平均 | | 734.2名 | |

（2）栄典候補者選考・推薦の見直し

ア. 各府省における民間候補者の積極的な選考・推薦

公的な立場や団体役員歴を持たない民間候補者や在留外国人候補者は、地方自治体や業界団体から各府省へ自動的に推薦されてこない。したがって、選考・推薦事務を行う各府省は、国家・公共に対する功労者を選考・推薦すべき役割を担っていることを踏まえて、発想を転換し、受け身ではなく積極的に候補者を把握するための努力を行うことが必要である。

候補者の選考・推薦の面では、具体的には、以下のような見直し方策を進めるべきである。

・各府省の様々な大臣表彰との連携

大臣表彰等を所管している各府省の部局は、表彰等の中で栄典候補者の選考・推薦につながっていないものがないかを点検し、被表彰者の中で特に優れた功労を有する者については栄典候補者として推薦していくこととするなど、大臣表彰等との連携を図る。

・各府省における外国人、中小企業、公益法人等の選考・推薦

外国人、地域の中堅・中小企業、公益法人等については、各府省でそれぞれの所管行政の観点から候補者を選考・推薦するなど、より積極的な選考・推薦を行う。

- ・ **女性推薦枠の導入**

女性候補者の少ない分野等において女性候補者の別枠推薦制を導入する。

- ・ **民間候補者推薦の少ない府省における積極的な選考・推薦**

これまで民間候補者推薦の少ない府省は、毎回の春秋叙勲において、民間分野の候補者を少なくとも1人以上推薦するよう、積極的な選考・推薦に努める。

- ・ **書類の簡素化、電子化等の業務改革による推薦事務の効率化**

各府省における取組と併せて、内閣府賞勲局は、各府省等と連携しつつ、民間候補者に係る書類作成負担の軽減（大臣表彰、経済誌、業界紙等による評価等の既存資料で代替）、推薦・審査事務の電子化等の業務改革を通じた事務の効率化を進める。

イ. 功績評価の見直し

民間活動の功績評価は、長年にわたる従事が重視される公的な分野の評価とは異なり、在職年数等のみを重視して「定量的」に評価するのみならず、短い期間であっても新しい活動を開始して地域を活性化させた等の様々な形の功績を「定性的」に評価していくことが必要である。

功績評価の在り方は分野によって様々であるが、具体的には、以下のような見直し方策を進めるべきである。

- ・ **地域の民間活動（自治会、商工会議所等）：**

在職期間の長さだけを重視するのではなく、地域での他の役割を総合的に評価するとともに、様々な大臣表彰受賞を重視し大臣表彰の対象となった功績を安定的に継続している場合には栄典における候補者として積極的に評価する。

- ・ **外国人：**

日本に在留する外国人の叙勲対象年齢（65歳）を、在外の外国人の叙勲対象年齢（50歳）とのバランスを考慮して引き下げる。

- ・ **企業経営者：**

企業経営者について、業種別・職種別の団体役員歴等のみならず、

業績伸長、経営効率化、技術開発、雇用拡大、設備投資など日本経済の成長や地域経済の活性化への貢献を積極的に評価する。

・ **一般推薦：**

一般推薦された候補者が、地域において多くの分野で活躍している場合には、内閣府賞勲局が地方自治体と協議・検討を行い、「地域総合功労」（仮称）として評価する仕組みを検討する。

ウ. 一般推薦や紺綬褒章の周知強化

内閣府賞勲局は、一般推薦や、紺綬褒章の対象となる寄附先の公益団体の指定の仕組みについて、広報や周知を強化し、各府省から推薦されにくい功労や地域の公益団体への寄附活動等に関する栄典候補者の裾野拡大を図るべきである。

（3）栄典授与の中期重点方針の策定

以上に述べた栄典授与の見直しを政府全体の方針として横断的かつ着実に取り組んでいくためには、各府省・自治体・関係団体における選考・推薦の指針となるよう、今後重視していく分野や功績、春秋外国人叙勲の授与数等に関する方針を明確に示す必要がある。

一方で、栄典授与については現行の運用を念頭に期待している方々もあり、見直しは漸進的に進める配慮も必要である。

このような観点から、5年間程度の中期的な指針として、「栄典授与の中期重点方針」（仮称）を新たに政府において策定することが考えられる。

時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会の開催について

〔平成28年1月7日〕
〔内閣官房長官決定〕

1. 趣旨

社会経済の変化に対応した様々な分野への栄典の適切な授与等について、各分野の有識者の意見を聴取し、今後の栄典授与方針の検討に資するため、時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2. 構成員

- (1) 懇談会は、別紙に掲げる者をもって構成し、内閣官房長官が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、内閣官房長官が指名する。
- (3) 座長は、懇談会の議事を整理する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる。

3. 庶務

懇談会の庶務は、内閣府賞勲局において処理する。

4. その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

別紙

「時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会」
構成員

奥山恵美子 仙台市長

滝澤 美帆 東洋大学経済学部准教授

谷口 智彦 慶應義塾大学大学院教授
内閣官房参与

名和田是彦 法政大学法学部教授

萩原なつ子 立教大学社会学部教授
・21世紀社会デザイン研究科教授

牧原 出 東京大学先端科学技術研究センター教授

◎山下 徹 前 株式会社NTTデータ社長
内閣府公益認定等委員会委員長

◎…座長
(五十音順、敬称略)

時代の変化に対応した栄典の授与に関する有識者懇談会
開催経過

第1回 平成28年2月10日（水）

- ・菅内閣官房長官あいさつ
- ・懇談会の運営について
- ・検討すべき論点と検討の進め方について（意見交換）
- ・地域における活躍について（仙台市長・内閣府賞勲局長・総務省自治行政局長からヒアリング）

第2回 平成28年3月16日（水）

- ・外国人について（内閣府賞勲局長・外務省大臣官房儀典長からヒアリング）
- ・産業分野について（内閣府賞勲局長・経済産業省大臣官房長からヒアリング）
- ・公益的な活動を行う民間団体について（内閣府賞勲局長・内閣府公益認定等委員会事務局長からヒアリング）

第3回 平成28年4月18日（月）

- ・女性の活躍・人目に付きにくい分野について（内閣府賞勲局長・内閣府男女共同参画局長からヒアリング）
- ・各省から推薦されにくい功労について（内閣府賞勲局長・消費者庁次長からヒアリング）
- ・見直し方策の方向性について（意見交換）

第4回 平成28年5月26日（木）

- ・提言案の検討（意見交換）